

「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>一部改正 国自総第424号 国自旅第149号 平成14年1月17日</p> <p>一部改正 国自総第394号 国自旅第214号 平成16年12月24日</p> <p>一部改正 国自総第37号 国自旅第14号 平成19年5月1日</p> <p>一部改正 国自安第67号 国自旅第135号 平成21年9月29日</p> <p>一部改正 国自安第110号 国自旅第187号 平成21年11月20日</p> <p><u>一部改正 国自安第7号</u> <u>国自旅第9号</u> <u>平成22年4月28日</u></p>	<p>一部改正 国自総第424号 国自旅第149号 平成14年1月17日</p> <p>一部改正 国自総第394号 国自旅第214号 平成16年12月24日</p> <p>一部改正 国自総第37号 国自旅第14号 平成19年5月1日</p> <p>一部改正 国自安第67号 国自旅第135号 平成21年9月29日</p> <p>一部改正 国自安第110号 国自旅第187号 平成21年11月20日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>
<p>自動車交通局長</p>	<p>自動車交通局長</p>
<p>道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について</p>	<p>道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について</p>
<p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第23条の2第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業の運行管理者資格者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）の法第23条第2項及び法第23条の5第1項の規定に係る違反（以下「運行の安全確保に関する違反」という。）について、法第23条の3の規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等（以下「処分等」という。）を</p>	<p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第23条の2第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業の運行管理者資格者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）の法第23条第2項及び法第23条の5第1項の規定に係る違反（以下「運行の安全確保に関する違反」という。）について、法第23条の3の規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等（以下「処分等」という。）を</p>

行う場合は、この基準により処分等を行うこととされたい。

1 通則

- (1) 運行管理者資格者証の返納命令の発令基準等については、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け、国自安第58号、国自旅第126号、国自整第52号）、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け、国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け、国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号）（以下これらを合わせて「行政処分等の基準」という。）による行政処分等を行う場合に適用するものとする。
- (2) 行政処分は、資格者の運行管理者資格者証の返納とする。
なお、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、軽微なものから順に、口頭注意、勧告、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。
- (3) 処分等は、2及び3により行うものとする。
なお、2(4)の処分日車数については、運行の安全確保に関する違反及び同一の資格者の運行の安全確保に関する再違反（本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から3年以内に更に同一の事項について運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認され、処分等を受けた場合をいう。）について、それぞれ、行政処分等の基準による初違反及び再違反に対する処分日車数を適用するものとする。
- (4) 運行の安全確保に関する再々違反以上の累違反については、運行の安全確保に関する違反の態様に従い、運行の安全確保に関する再違反の場合における処分日車数の適用は、より重い処分日車数を適用することができるものとする。

2 運行管理者資格者証の返納命令処分

- (1) 資格者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

(ア) 事業用自動車を運転した場合（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した行為をいう。）において、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を行った場合

行う場合は、この基準により処分等を行うこととされたい。

1 通則

- (1) 運行管理者資格者証の返納命令の発令基準等については、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け、国自安第58号、国自旅第126号、国自整第52号）、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け、国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け、国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号）（以下これらを合わせて「行政処分等の基準」という。）による行政処分等を行う場合に適用するものとする。
- (2) 行政処分は、資格者の運行管理者資格者証の返納とする。
なお、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、軽微なものから順に、口頭注意、勧告、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。
- (3) 処分等は、2及び3により行うものとする。
なお、2(2)の処分日車数については、運行の安全確保に関する違反及び同一の資格者の運行の安全確保に関する再違反（本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から3年以内に更に同一の事項について運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認され、処分等を受けた場合をいう。）について、それぞれ、行政処分等の基準による初違反及び再違反に対する処分日車数を適用するものとする。
- (4) 運行の安全確保に関する再々違反以上の累違反については、運行の安全確保に関する違反の態様に従い、運行の安全確保に関する再違反の場合における処分日車数の適用は、より重い処分日車数を適用することができるものとする。

2 運行管理者資格者証の返納命令処分

- (1) 資格者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。
(ア) 事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
(イ) 資格者が事業用自動車により酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を行った場合
(ウ) 運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を全く実施していない状態が認められる場合（運行管理者を複数選任している場合にあつては、選任されている全ての資格者が点呼を全く実施していない場合に限る。）

(イ) 運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

(2) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第47条の9第1項の規定に基づき選任されている者（以下「運行管理者」という。）である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。ただし、(ア)の場合において、複数の運行管理者が選任されているときは、当該運行管理者資格者証の返納命令処分は、運輸規則第47条の9第2項の規定に基づき選任されている者（以下「統括運行管理者」という。）に対して行うものとする。

(ア) 運転者に対する点呼を全く実施していない状態が認められる場合（運行管理者を複数選任している場合にあつては、選任されている全ての資格者が点呼を全く実施していない場合に限る。）

(イ) 事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は最高速度違反行為を引き起こした場合であつて、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議及び同法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取並びに同法第108条の34の規定に基づく通知（以下「道路交通法通知等」という。）があつた場合

(3) 運輸規則第47条の9第3項の規定に基づき選任されている者（以下「補助者」という。）である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は最高速度違反行為を引き起こした場合であつて、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたとにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

(4) 行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する処分日車数の総和が80日車以上であり、かつ、次のいずれかに該当することとなった場合には、運行管理者に対し、当該運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は、統括運行管理者に対して行うものとする。ただし、当該事案について責任を有する運行管理者（以下「責任運行管理者」という。）が明確である場合は、責任運行管理者に対して返納を命ずるものとする。

(ア) 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第1号から

(エ) 資格者が運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

(2) 行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する処分日車数の総和が80日車以上であり、かつ、次のいずれかに該当することとなった場合には、運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

(ア) 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第1号から

第3号まで、第7号から第10号まで若しくは第13号から第15号までに規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）を惹起し、多数の死傷者を生じた場合その他社会的影響の大きい事故の場合

- (イ) 過労運転又は最高速度違反行為が繰り返し行われていた場合（(2) (イ)の場合を除く。）
- (ウ) 運転者に対する適切な指導及び監督を怠り、又は十分な点呼を実施していなかったため、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反が行われていた場合（(1) (ア) 又は (2) (イ) の場合を除く。）
- (エ) 運行管理者が運転者に対する点呼を実施している機会が少なく、補助者に任せている状態が認められる場合

(5) 複数の種類の運行管理者資格者証を有している者に対する返納命令処分は、返納を命じようとする者が運行管理を行っている事業の運輸規則第47条の9の表第1欄の種別に応じて、同表第3欄に掲げる運行管理者資格者証（特定旅客自動車運送事業にあっては、同表第4項第3欄に掲げる運行管理者資格者証のうち、当該者が有している運行管理者資格者証）の返納を命ずるものとする。

(6) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第23条の2第2項第1号の規定に基づき、処分の日から2年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

3 資格者の警告等

- (1) 行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する処分日車数の総和が80日車未満であって、2(4)の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、警告等を行うものとする。
- (2) 2(4)ただし書により責任運行管理者に対して返納を命ずる場合にあっては、統括運行管理者に対して警告を行うものとする。

附 則（平成19年5月1日付け国自総第37号、国自旅第14号）

- 1 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
- 2 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

第3号まで、第7号から第10号まで若しくは第13号から第15号までに規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）を惹起し、多数の死傷者を生じた場合その他社会的影響の大きい事故の場合

- (イ) 過労運転又は最高速度違反行為が繰り返し行われていた場合（(1) (ア)の場合を除く。）
- (ウ) 運転者に対する適切な指導及び監督を怠り又は十分な点呼を実施していなかったため、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反が行われていた場合（(1) (ア) 又は (イ) の場合を除く。）
- (エ) 運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を実施している機会が少なく、補助者に任せている状態が認められる場合

(3) 複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は、統括運行管理者に対して行うものとする。ただし、当該事案について責任を有する運行管理者（以下「責任運行管理者」という。）が明確である場合は、責任運行管理者に対して返納を命ずるものとする。

(4) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第23条の2第2項第1号の規定に基づき、処分の日から2年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

3 資格者の警告等

- (1) 行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する処分日車数の総和が80日車未満であって、2(2)の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、警告等を行うものとする。
- (2) 2(3)ただし書により責任運行管理者に対して返納を命ずる場合にあっては、統括運行管理者に対して警告を行うものとする。

附 則（平成19年5月1日付け国自総第37号、国自旅第14号）

- 1 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
- 2 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則（平成21年9月29日付け国自安第67号、国自旅第135号）
この通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第110号、国自旅第187号）
この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日付け国自安第7号、国自旅第9号）

1 改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。

2 平成22年4月27日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則（平成21年9月29日付け国自安第67号、国自旅第135号）
この通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第110号、国自旅第187号）
この通達は、平成21年12月1日から施行する。